

新春経済講演会を開催

～激動の世界と日本経済の真実をテーマに～



対米戦略について語る高橋先生

1月27日（金）午後1時30分より、舞鶴市商工観光センターにおいて、舞鶴市との共催により、恒例の新春経済講演会を開催しました。

昨年に続き、元財務官僚でエコノミストの高橋洋一氏を講師にお招きし、280名の参加者を前にご講演いただきました。

高橋先生は、トランプ大統領はビジネスでの成功と同様に、政権運営でもディール（取引）により自国の利益を第一にと考えており、日本は独自の人脈を使いトランプ大統領の性格を把握し、先手を打って交渉をもちかけることが重要であると述べられました。

トランプ政権が離脱を表明したTPPは、米国にはやや不利で、多国間交渉のためトランプ大統領は交渉しづらい。日本は先ず、米国との2国間交渉に持ち込み、知的所有権や国有企業改革など中国が加盟できない条項を維持し、米国に少し有利な要素を加えつつ、国益を守るという日本が採るべき戦略についても言及されました。

更にトランプ政権が在日米軍の駐留経費負担増加を求めてきた場合は、年間2千億円規模で対応でき、日本は逆に優位と成り得る。つまり、2国間貿易交渉を優位に運べること、日米地位協定の見直しを求めることも可能となる。しかし、トランプ政権がそれを察知し、話を持ち出さなければ、今後の日米交渉は、タフなものになるとの見解を示されました。



熱心に聞き入る参加者

平成28年度 京都府特定(産業別)最低賃金改定のお知らせ

平成28年度京都府最低賃金(地域別最低賃金)時間額が831円(改定前807円)に改定され、平成28年10月2日から発効されましたが、京都府特定(産業別)最低賃金についても、右記のとおり改定され、平成28年12月24日から発効されましたので、お知らせします。

〈平成28年度 京都府特定(産業別)最低賃金一覧表〉

特定(産業別)最低賃金の件名	時間額	適用除外の労働者(京都府最低賃金が適用されず)
金属製品製造業	885円	・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの、他
電気機械器具製造業	883円	・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの、他
輸送用機械器具製造業	889円	・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの、他
各種商品小売業	837円	・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの、他
自動車(新車)小売業	835円	・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの、他

(注意) 特に、特定(産業別)最低賃金の件名、産業分類、適用除外の労働者等の詳しい内容は、厚生労働省または、京都労働局のホームページで必ずご確認ください。京都労働局労働基準部賃金室(電話075-241-3215)、または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。